

家賃支援給付金

に関するお知らせ

家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、
売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、
地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。

支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

①資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※

※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。

②**5月～12月**の売上高について、

・**1カ月**で前年同月比**▲50%以上** または、

・**連続する3カ月**の合計で前年同期比**▲30%以上**

③**自らの事業のために占有**する土地・建物の**賃料を支払い**

給付額

法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

算定方法

申請時の直近1カ月における**支払賃料（月額）**
に基づき算定した**給付額（月額）の6倍**

| | 支払賃料（月額） | 給付額（月額） |
|--------------|----------|--|
| 法人 | 75万円以下 | 支払賃料×2/3 |
| | 75万円超 | 50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限 |
| 個人事業者 | 37.5万円以下 | 支払賃料×2/3 |
| | 37.5万円超 | 25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限 |

裏面に、よくあるお問い合わせをまとめてあります。ぜひ、ご一読を。

[裏面へ](#)